

水俣市監査委員公告第3号

令和7年度水俣市小中学校財務監査結果に対して講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和8年3月31日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和7年度 水俣市小中学校財務監査結果に対して講じた措置状況

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
教育課	令和8年1月14日	<p>(1) 勧告事項 無し</p> <p>(2) 指摘事項 各学校に就学援助費を振り込む際に、誤って別の学校に振り込む事案が令和6年度中に2件生じているが、正規の戻入、再振込みという手続きがなられておらず、学校間で現金の受け渡しが行われていた。 なお、水東小学校においては、水俣第二中学校に現金を渡したとされる日付より後に、当該金額が通帳から引き出されているので、個人で立て替えて水俣第二中学校に渡している可能性も懸念している。</p> <p>ア 確実に振込みが行えるように、確認を複数人で行う等し、今後同様のことが生じないように対策を講じること。保護者や学校へ迷惑をかけることのないようにすること。</p> <p>イ もし誤って振込みを行った際には、学校から戻入してもらい、改めて振り込むべき学校へ振込みを行うようにすること。学校間で現金のやり取りをするようなことのないようにすること。</p>	<p>ア 確実に振込みが行えるよう、確認を複数人で行うなど再発防止に努めます。</p> <p>イ 学校間で現金のやり取りをするようなことが無いよう校長会で再発防止に努めるようお伝えしました。 今後、誤振込みが無いよう管理徹底に努めます。</p>
水俣第二小学校	令和7年12月19日	<p>(1) 勧告事項 無し</p> <p>(2) 指摘事項 無し</p>	
湯出小学校	令和7年12月22日	<p>(1) 勧告事項 無し</p> <p>(2) 指摘事項 無し</p>	
水俣第二中学校	令和8年1月9日	<p>(1) 勧告事項 無し</p> <p>(2) 指摘事項 無し</p>	
緑東中学校	令和8年1月9日	<p>(1) 勧告事項 無し</p> <p>(2) 指摘事項 無し</p>	